

○立教女学院役員報酬規程

(2018年9月6日制定)

最新改正 2023年2月24日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立教女学院（以下「学院」という）の理事長、院長、常務理事、理事および監事（以下「役員」という）の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額報酬および通勤手当とする。ただし、理事長が部門の所属長を兼務する場合には、通勤手当を支給しない。理事長の月額報酬は、以下のとおりとする。

(1) 部門の所属長を兼務しない場合

月額 1,400,000 円以内

(2) 部門の所属長を兼務する場合

月額 200,000 円以内

2 院長の報酬は、月額報酬および通勤手当とする。ただし、院長が理事長、部門の所属長もしくはチャプレンを兼務する場合には、月額報酬および通勤手当を支給しない。院長の月額報酬は、以下のとおりとする。

(1) 理事長、部門の所属長もしくはチャプレンを兼務しない場合

月額 200,000 円以内

3 常務理事の報酬は、月額報酬および通勤手当とする。ただし、常務理事が部門の所属長もしくは勤務員を兼務する場合には、月額報酬および通勤手当を支給しない。常務理事の月額報酬は、以下のとおりとする。

(1) 部門の所属長もしくは勤務員を兼務しない場合

月額 1,200,000 円以内

4 上記、理事長、院長、常務理事の報酬の支給額については、勤務形態などを勘案して理事会が決定する。

5 理事長、院長、常務理事以外の理事の報酬は、年額報酬とする。理事の年額報酬は、毎年6月1日、12月1日において在任する理事に対して、年額の2分の1を支給する。ただし、理事が部門の所属長もしくは勤務員を兼務する場合には、年額報酬を支給しない。理事の年額報酬は、以下のとおりとする。

(1) 年額 200,000 円

6 監事の報酬は、月額報酬および通勤手当とする。監事の月額報酬は、以下の

とおりとす。

(1) 月額 100,000 円

- 7 理事長、院長、常務理事以外の理事及び監事が、理事会が必要に応じて認めた特別の業務に従事する場合の報酬は、常務理事会の議を経て理事長が定める。ただし、その額は、業務に従事する期間につき月額 30 万円を超えないものとする。

(報酬の支払日)

第 3 条 理事長、院長、常務理事および監事の報酬は、毎月 20 日に支払う。

ただし、支払日が休日にあたる場合には、その前日に支払う。

- 2 理事の報酬は、年額報酬の 2 分の 1 を 6 月中に、2 分の 1 を 12 月中に支払う。

- 3 前条第 7 項による報酬は、原則としてその業務の完了後に支払う。

(支払方法)

第 4 条 役員の報酬は、当該役員の指定する本人名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、学院の役員の報酬の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2013 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、2018 年 3 月 30 日より施行する。

附則

本規程は、2018 年 9 月 6 日より施行し、2018 年 8 月 1 日から適用する。

附則

本規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。

附則

本規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。